

第15回循環器病対策推進協議会

令和7年10月17日

参考資料 5



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和8年度循環器病対策事業の概算要求

厚生労働省

健康・生活衛生局 がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和8年度 循環器病対策予算について

令和8年度概算要求額
51億円（44億円）

※（）内は前年度予算額

脳卒中・心臓病等特別対策事業

- ① 都道府県循環器病対策推進協議会の開催（地域政策の策定）
- ② 医療従事者を対象とした研修の開催による人材育成
- ③ 地域の特性に応じた循環器病に関する普及啓発の実施
- ④ 脳卒中・心臓病等総合支援センターの設置

等

令和8年度概算要求額
3.1億円（2.6億円）

脳卒中・心臓病等の対策に係る総合推進事業費

- ① 循環器病の診療情報の収集・活用の支援に係る事業
- ② 循環器病に係る医療提供・相談支援体制の構築・推進に係る事業
- ③ 循環器病に関する情報収集と科学的根拠に基づく国民への情報発信に係る事業
- ④ 第2期循環器病対策推進基本計画の進捗管理に関する事業

令和8年度概算要求額
2.0億円（新規）

脳卒中・心臓病等に関する普及啓発事業

- ① 循環器病に関する普及啓発資料の作成
- ② 循環器病の予防や発症直後の対応など、国民に対して分かりやすい啓発活動

等

令和8年度概算要求額
18百万円（18百万円）

循環器病に関する緩和ケア研修推進事業

- ① 基本的な心不全緩和ケアトレーニングコースに関するコンテンツ作成
- ② 国民等に対する心不全の緩和ケアに関する正しい知識の普及啓発

等

令和8年度概算要求額
21百万円（21百万円）

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- ① 健康寿命の延伸に資する政策の評価や政策根拠となるエビデンスに関する研究
- ② 循環器病の病態解明や革新的な診断法・治療法等を創出するための研究開発

等

令和8年度概算要求額
19億円（13億円）

脳卒中・心臓病等特別対策事業

令和8年度概算要求額 3.1億円（2.6億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「循環器病対策基本法」第11条第1項において、「都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定しなければならない」とされている。
- 本事業は、都道府県が策定した「都道府県循環器病対策推進計画」に基づく循環器病対策を適切に実施・推進するため各種事業の実施に必要な経費である。
- 令和7年度までに「脳卒中・心臓病等総合支援センター」が全国に設置されたことを踏まえ、都道府県は本事業を活用し、「脳卒中・心臓病等総合支援センター」と連携しながら、より実効性の高い循環器病対策を実施する必要がある。

2 事業の概要・事業イメージ

【事業創設年度：令和3年度、補助先：都道府県、補助率：1/2】

【事業内容】

都道府県は、「都道府県循環器病対策推進計画」に基づく循環器病対策の各種目標等の実現・達成のために、各都道府県に設置された「脳卒中・心臓病等総合支援センター」と連携しながら、以下の事業を実施する。

- ① 都道府県循環器病対策推進事業

② 循環器病医療提供体制の整備等に資する事業

③ 循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業

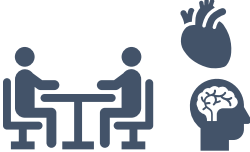
④ 循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業

⑤ 循環器病の相談に資する事業

⑥ 循環器病対策に資する多職種連携推進事業

⑦ 脳卒中・心臓病等総合支援センター事業

対象都道府県数の増37都道府県→47都道府県

① 循環器病対策の企画・検討等を行う会議体の運営 	② 医療従事者を対象とした研修の開催による人材育成等 	③ 普及啓発資材の開発、市民公開講座の実施 	④ 循環器病に関する治療と仕事の両立支援の取組を地域医療を担う施設で実施 	⑤ 循環器病に関する相談窓口の設置・運営 	⑥ 循環器病の医療・福祉に携わる職種による多職種連携体制の構築 
⑦ 脳卒中・心臓病等総合支援センターの運営支援					

脳卒中・心臓病等の対策に係る総合推進事業費

令和8年度概算要求額 2.0億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条第2項の規定に基づき、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされており、わが国の脳卒中や心臓病等の循環器病対策において中心的な組織である。
- 一方で、わが国の脳卒中や心臓病等の循環器病対策は、循環器病対策基本法に基づき、現在は「第2期循環器病対策推進基本計画」として「2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少」を全体目標に掲げ、個別施策として、①循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、②保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実、③循環器病の研究の推進を掲げているところである。
- 本事業では、脳卒中や心臓病等の循環器病対策を適切に実施するための総合的な支援を、国立循環器病研究センターが実施することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【実施主体：国立循環器病研究センター】 【事業創設年度：令和8年度、補助率：定額（10/10相当）】

個別施策

【基盤】（1）循環器病の診療情報の収集・活用の支援に係る事業：現在政府で進められている「医療DX」が目指す全国の医療機関等が医療情報等を共有・交換する仕組みを活用し、循環器病領域においても、診療情報の収集・活用に向け、「医療DX」の取組との連携し、それらに必要な調査や、循環器病に関するバーチャルデータベース構想（仮）等を検討する。

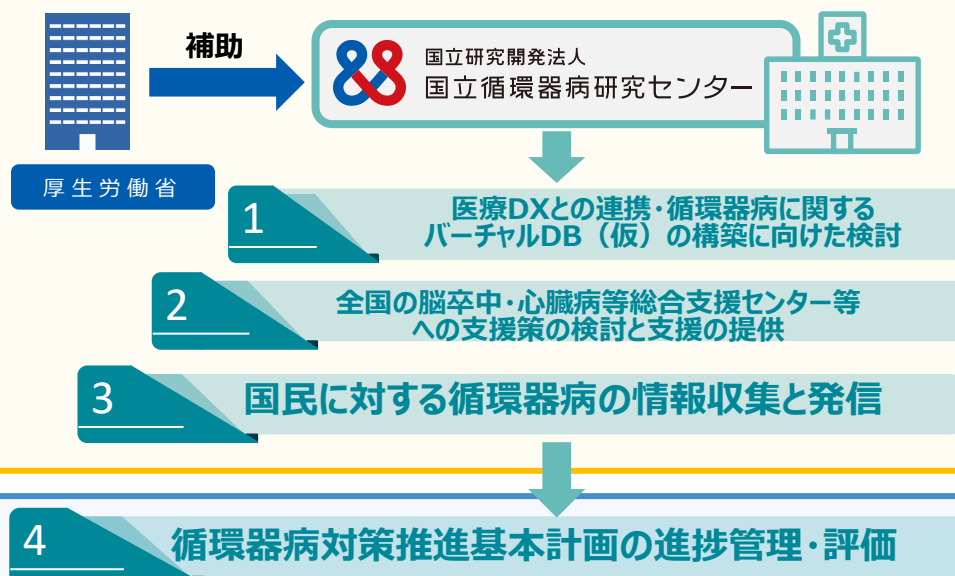
【保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実】

（2）循環器病に係る医療提供・相談支援体制の構築・推進に係る事業

- ・ 全国の脳卒中・心臓病等総合支援センターが参加する会議体の運営等を行い、医療機関間のネットワークの構築を支援する。
- ・ 各都道府県の脳卒中・心臓病等総合支援センターが設置された医療機関に対し、困難事例に対する助言や好事例の横展開等を行い、各医療機関におけるセンターの運営が円滑に進むような支援策の検討並びに具体的な支援の提供を行う。

（3）循環器病に関する情報収集と科学的根拠に基づく国民への情報発信に係る事業

- ・ 循環器病に関する臨床情報や疫学データ等の最新知見の収集を行う。
- ・ 循環器病に関する情報を一元化し、ポータルサイト等を用いて国民に向けた情報発信を行う。



循環器病対策の総合的かつ計画的な推進の確保のために必要な事項

（4）第2期循環器病対策推進基本計画の進捗管理に関する事業

- ・ 国の循環器病対策の進捗管理やその評価方法の検討を行う。

脳卒中・心臓病等に関する普及啓発事業

令和8年度概算要求額 18百万円（18百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」に基づき、令和5年3月に閣議決定された「第2期循環器病対策推進基本計画」に定められた循環器病対策として、循環器病に対する国民の認知度等の実態を把握した上で、循環器病の予防、症状や診断・治療等について、国民に対して正しい知識の普及を図る。

また、循環器病に関する最新の科学的知見に基づいた情報を医療従事者等に提供し、循環器病発症時における速やかで適切な治療に繋げることによって、予後の改善が期待できるなど、健康寿命の延伸を図るための事業を行うことを目的とする。

2 事業の概要・事業イメージ

【事業創設年度：令和3年度、委託先：日本脳卒中協会・日本循環器学会、補助率：定額】

【事業内容】

○循環器病に関する正しい知識の普及啓発を実施

- 循環器病の予防・診断・治療等の普及啓発
- 循環器病に対する国民の認知度等の実態把握 等

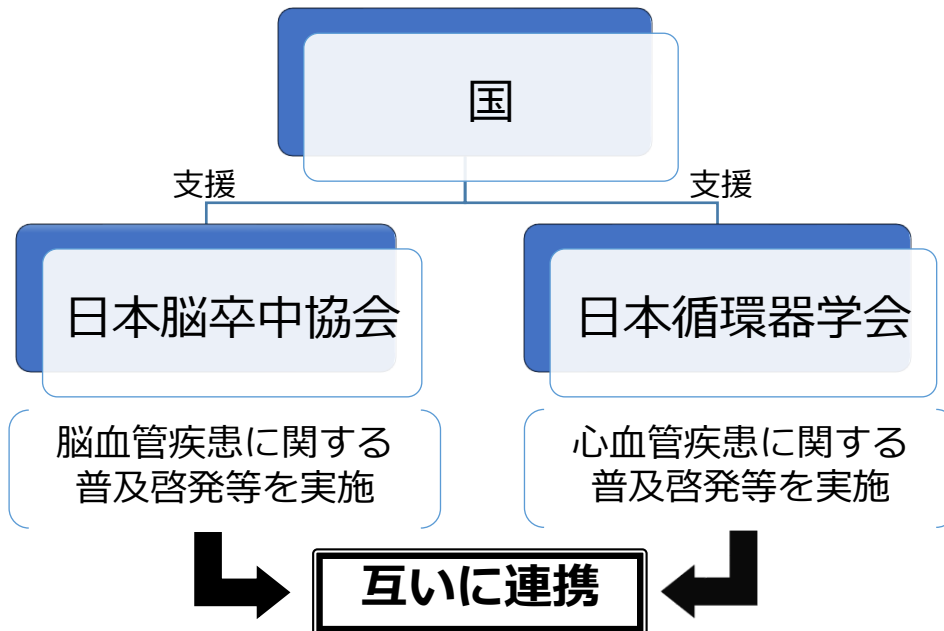
例：ポスター・リーフレット・SNS等による普及啓発、HPの作成、認知度等の実態調査

○循環器病に関する専門情報の収集・提供

- 最新の科学的知見に基づく情報の収集
- 最新の医療情報等の提供
- 循環器病に関する情報をまとめた非専門医向けのガイドブックの作成 等

例：学会員からの専門情報収集、ガイドブックの作成、シンポジウムの開催

<事業イメージ>



循環器病に関する緩和ケア研修推進事業

令和8年度概算要求額 21百万円（21百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第2期循環器病対策推進基本計画（令和5年3月閣議決定）において、取り組むべき施策として、専門的な緩和ケアの質を向上させ、患者と家族のQOLの向上を図るため、関係学会等と連携して、医師等に対する循環器病の緩和ケアに関する研修会等を通じて、緩和ケアの提供体制を充実させることが記載されている。
- 平成30年度、令和2年度および令和6年度の診療報酬改定において、末期心不全が緩和ケア診療加算、外来緩和ケア管理料および在宅麻薬等注射指導管理料の対象疾患となった。
- 基本的心不全緩和ケアトレーニングコース（以下「緩和ケア研修」という。）において、緩和ケア研修の効果的、効率的な実施方法の開発、検討を行うとともに、緩和ケア研修を啓発することによって、受講者数の拡大を図り、もって循環器病に関する緩和ケア医療提供体制の整備に資する事業を行うことを目的とする。

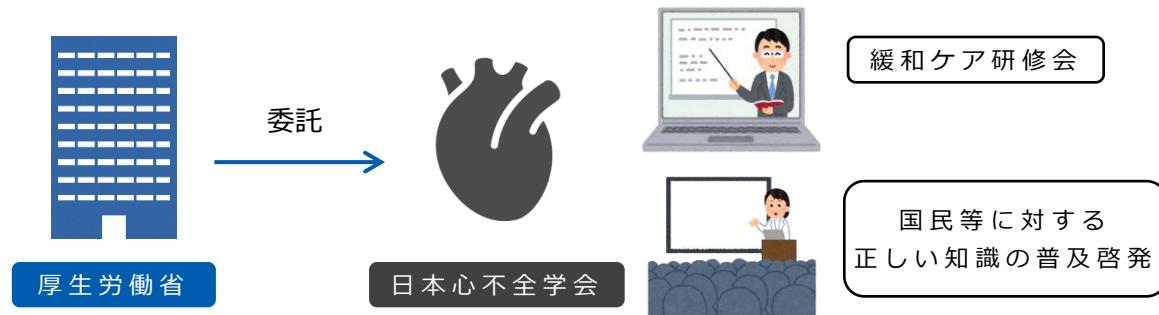
2 事業の概要・スキーム

【事業概要】

心不全患者に対する、緩和ケアの普及と緩和ケアに携わる医療従事者の増加等を目的として、以下の事業を実施する。

- ① 医師に対する心不全の緩和ケア研修会
- ・心不全診療に従事する医師が身に付けるべき基本的な緩和ケアに関する、緩和ケア研修会（eラーニングおよびオンライングループワーク）の実施・運営。
 - より良い実施体制の検討。

- ② 国民等に対する心不全の緩和ケアに関する正しい知識の普及啓発
- ・医療従事者や一般向けに緩和ケアに関する正しい知識やその必要性等に関する普及啓発の実施。



3 実施主体等

【事業創設年度：令和3年度】 委託先：日本心不全学会、補助率：定額